

健軍桜木眼科

当院の取り組み



コロナウイルス対策①

▲待合室・診察室でのマスク着用

おそらく院内では最も感染リスクがある待合室におきましてはマスクを着用いただけますようお願いいたします。

受付時に、**アルコールでの手指消毒**と**検温**を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。詳細はスタッフまでお尋ねください。

▲職員もマスクを着用してお話致します

医師・スタッフからの飛沫防止、医師・スタッフへの感染予防のため、現在はカウンセリング時・治療の説明時もマスクを外さずお話をさせていただいております。お顔を見せずに大切なお話をするのは不本意ですが、現在は、感染予防にプライオリティをおいております。ご了承頂けますようお願いいたします。

健軍桜木眼科

当院の取り組み



コロナウイルス対策②

▲院内アルコール清掃の徹底

- 手指
- 待合室の椅子
- ドアの取っ手
- 検査用眼鏡などの検査道具
- パソコンのキーボード
- 受付のペンや下敷き
- トイレ などなど

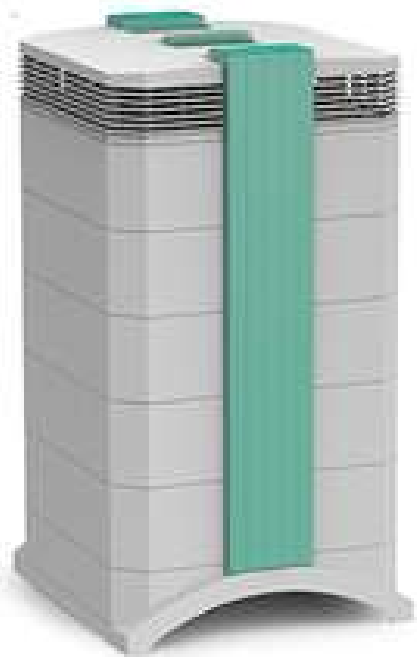
手指はもちろんのこと、院内の良くふれる部分について、エタノールやイソプロパノールを用いた拭き上げ消毒を、定期的かつ徹底的に実施しています。診察をお待ちいただいている間に、アルコール清掃を行うこともあるかと思いますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

▲換気の徹底

クリニック内の換気窓を可能な限り開けて、空気の入れ替えを積極的に行っております。季節・天候によってはご迷惑をおかけすることもあるかとは思いますが、感染予防対策にご協力頂けますようお願いいたします。

健軍桜木眼科

当院の取り組み

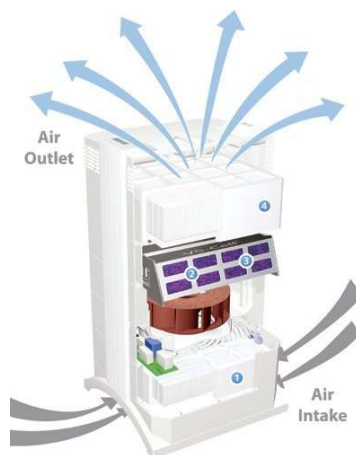


コロナウイルス対策③

▲超強力な空気清浄機の導入

ハイスペック空気清浄機を待合室と検査室に設置しています！

スイス・インセン社の世界最高水準のシステムである iQAir® CleanRoom250は、無菌・無ウイルス・無塵状態が求められる手術室やICUなどに用いられている超高性能機です。コロナウイルスは直径80-220nm (ナノメートル: 1/100万 mm) ですが、それより圧倒的に小さい0.001 pm (ピコメートル: 1/10億 mm=0.001nm) レベルに至るまで極めて高い捕集効率が保証され、実質ウイルス除去効率は99.999%とされます。



- 複数の高性能フィルターが組み合わされています
(設定が変わらないように、決してボタンなどに触らないでください)

- 診察室や暗室にはサーキュレーターを配置して、空気循環や換気に配慮しております。

健軍桜木眼科

当院の取り組み



当院が導入している大型滅菌器

コロナウイルス対策④

▲治療に使用する器具は必ず滅菌・消毒

当院では、新型コロナウイルスのみならず、肝炎ウイルスやHIVなどあらゆる感染症を器具を介して患者さんに感染させないために、滅菌・消毒に力を入れております。**治療に使用する器具はすべて滅菌消毒**しています。またコストはかかりますが、**手袋なども必ず患者さんお一人ごとに交換**しております。

診療台もお一人ごとにアルコールにて消毒を行っております。患者さんから患者さんへ、スタッフから患者さんへの感染を防ぐ最大限の努力をしております。



当院の高速滅菌器



当院のEOGガス滅菌器

(いずれも新型コロナウイルスを始め、ウイルス・細菌を死滅させることができます)

健軍桜木眼科

当院の取り組み



コロナウイルス対策⑤

▲職員の健康管理

当院の職員は全員、出勤時と帰宅時の2回の検温と健康状態の届出が義務づけられています。万一、発熱や体調不良がみられる場合は、体調が万全になるまで、勤務を控えるよう指示しています。

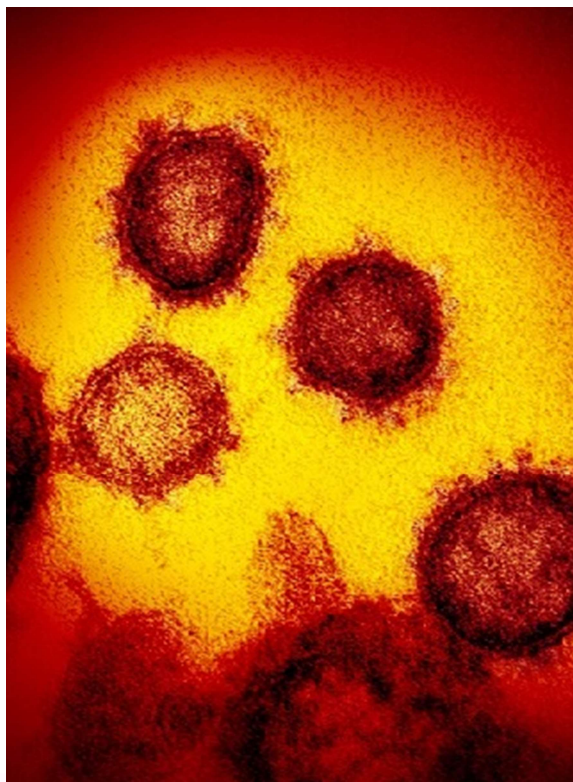
▲職員の感染防御意識の徹底

コロナウイルス感染者から職員、職員から患者さん方への院内感染が決して起こらないよう、常に感染防御意識を高く保つよう徹底しています。

- 手袋の着用
- マスクの着用
- 保護めがね(ゴーグル)の利用
- 場合によっては防御ガウンの着用
- 身の回りの良く触れる場所をこまめにアルコール消毒
- 勤務外でも「密閉」「密集」「密閉」の3密を避けるなど職員教育

健軍桜木眼科

当院の取り組み



アメリカ国立アレルギー・感染症研究所

コロナウイルス対策⑥

自動車で来院されている方は
ご自身の車でお待ちいただけます

- 順番が来ましたら、携帯電話にご連絡を致します。
- 受付スタッフまでお問い合わせ下さい。



健軍桜木眼科

当院の取り組み



コロナウイルス対策⑦

電話再診

- 新型コロナウイルスの影響拡大を受け、厚生労働省より電話再診による処方箋発行を認める通達が出されました。これを受け、当院でも該当する方に電話による再診・処方箋の発行を始めました。
- **対象者となる方:**
慢性的な疾患で当院を定期定期に受診している方
ただし、医師が「対面診察が必要」と判断した場合は対象外です
(初診の方は対象になりません)
例: ドライアイ、白内障、落ち着いている緑内障、花粉症などのアレルギー疾患など
- **方法:**
 - ① 当院の電話番号 ☎096-365-2200まで診療受付時間内にお電話下さい
 - ② 「電話再診をお願いしたい」とスタッフにお伝え下さい
 - ③ カルテを内容を確認後、ドクターより折り返しお電話し、電話再診となります